

第 4 次 山武郡市広域行政組合 集中改革プラン

＜令和 3 年度～令和 7 年度＞

令和 3 年 3 月策定
令和 4 年 8 月改定
令和 7 年 7 月改定

山武郡市広域行政組合

目 次

I	これまでの行政改革の取組	1
II	行政改革の必要性	1
III	基本方針	1
IV	行政改革推進期間等	2
V	行政改革推進項目	2
VI	集中改革プラン実施項目	
1	事務事業の再編・整理、廃止・統合	
(1)	組織機構改革・事務分掌の見直し	3
(2)	基幹系住民情報システムの5市町共同化	4
(3)	浄化槽管理清掃事業の縮小及び廃止	5
(4)	視聴覚教材・機材貸出し事業の今後の在り方	6
2	経費削減等の財政効果	
	事務執行経費の削減	7
3	給与の適正化	
	給与の適正化	8
4	定員管理の適正化	
	消防職員の適正な人員配置	9
5	その他	
(1)	I C Tの利活用の検討	10
(2)	し尿処理手数料及び浄化槽汚泥処理手数料の検討	11
(3)	山武郡市急病診療所に係る初期救急医療の手法見直し	12
(4)	養護老人ホーム坂田苑の運営について	13

改 定 履 歴

No	内 容	年 月 日
1	策定	令和3年3月11日
2	・1-4 視聴覚教材・機材の貸出し事業の今後の在り方 ・これまでの実績に令和2年度分を追加 ・年度別実施内容の変更 変更前 変更後 令和3年度 検討・決定 → 検討 令和4年度 実施 → 決定・実施 ・年度別実施内容の計画の変更 令和4年度 変更前「令和3年度の決定に基づき実施する。」 変更後「構成市町と協議を行い、事業の今後のあり方を決定する」 ・年度別実施内容の計画の変更 令和5年度～令和7年度 変更前「令和3年度の決定に基づき実施する。」 変更後「令和4年度の決定に基づき実施する。」 ・2-1 事務執行経費の削減 ・実施目的、実施内容、成果目標、年度別実施内容計画中の文言の変更 変更前「削減」 変更後「節減」 ・年度別実施内容の変更 変更前 変更後 令和3年度 実施 → 継続実施 令和4年度 実施 → 継続実施 令和5年度 実施 → 継続実施 令和6年度 実施 → 継続実施 令和7年度 実施 → 継続実施	令和4年8月8日
3	・4-1 消防職員の適正な人員配置 ・実施内容の一部変更 変更前「適正な人員配置による業務の効率化の検討及び実施」 変更後「適正な人員配置による業務効率化の検討及び消防体制の方針の決定」 ・年度別実施内容の変更（令和7年度） 変更前 実施 令和6年度に決定された当消防本部の消防体制の方針に基づき、条例定数の見直しを行うとともに、業務の効率化を図る。 変更後 検討・決定 令和5年度にまとめた消防体制の方針について、令和5年度以降に顕在化した諸問題を踏まえて再度精査・検討し、新しい方針をまとめる。	令和7年7月2日

No	内 容	年月日
3	・5-1 I C Tの利活用の検討 ・年度別実施内容の変更（令和7年度） 変更前 検討 随時、I C Tの利活用に関することやシステムのクラウド化に必要な調査及び情報収集を行うとともに、クラウド化が可能なシステムの調査を行い、移行の検討及び推進を図る。 変更後 削除	令和7年7月2日

I これまでの行政改革の取組

山武郡市広域行政組合（以下「組合」という。）では、平成１７年３月に総務省から示された「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を踏まえ、第１次集中改革プラン（推進期間：平成２０年度～平成２２年度）、第２次集中改革プラン（推進期間：平成２３年度～平成２７年度）、第３次集中改革プラン（推進期間：平成２８年度～令和２年度）を策定し、行政改革の推進に取り組んでいます。

その結果、行政改革がほぼ計画どおり推進でき、一定の成果を上げています。

II 行政改革の必要性

行政サービスに対する住民のニーズは、ますます複雑・多様化しており、地方自治体にとって、より効率的な行政運営が求められています。

組合では、これまでも行政改革に取り組んできたところですが、組合を取り巻く厳しい環境に対応しながら、一層の行政改革への取組みが必要となっています。

III 基本方針

行政改革は、一部の所属が行うものではなく、あらゆる業務に従事する全ての職員が、日常業務そのものや仕事の進め方の改善、円滑な組織の構築などについて、常に意識をもって、地道に確実に取り組んでいくことが重要です。

限られた人員や予算等の中で、複雑・多様化する住民のニーズに柔軟かつ適正に対応できる行政サービスの提供を行うため、効率的・効果的な行政運営を目指します。

IV 行政改革推進期間等

1 推進期間

令和３年度から令和７年度までの５年間とします。

2 推進体制

第４次集中改革プランの総合的かつ組織的な推進を図るため、全庁を挙げて改革を実行していくとともに、管理者を本部長とする「山武郡市広域行政組合行政改革推進本部」において進行管理を行います。

3 進捗状況の公表

第４次集中改革プランの進捗状況は、組合ホームページを通じて公表します。

V 行政改革推進項目

1 事務事業の再編・整理、廃止・統合

社会情勢の変化や構成市町の要望等により、事務事業の見直しを積極的に進め、効率の良い行政サービスを提供できるよう今後の方針を検討・決定します。

2 経費削減等の財政効果

効率的で無駄のない行政運営を図ることで経費の削減を目指し、その財政効果を把握・検証します。

3 給与の適正化

人事院、千葉県人事委員会の勧告等を踏まえ、人件費の適正化に努めます。

4 定員管理の適正化

安定した行政サービスの維持・向上に配慮しつつ、効率的な事業運営を図るため、定員の適正化を推進します。

5 その他

推進項目	1	事務事業の再編・整理、廃止・統合		
実施項目	1	組織機構改革・事務分掌の見直し		
担当所属	総務課		第3次集中改革プランからの 新規・継続	継続
実施目的	地方行政の進展、住民ニーズの多様化に対応し、適切に事務処理を行うとともに、簡素で効率的な組織機構の整備を図るため、組織機構改革及び事務分掌を継続的に見直す。			
実施内容	地方行政の進展及び状況に対応し、適切かつ効率的に事務処理を行うとともに、職員数の減少に対応できる簡素で効率的な組織機構の整備を図る。			
成果目標	・ 効率的、効果的な組織機構の構築と事務事業の整理合理化 ・ 意思決定の迅速化			
これまでの実績	・ 令和元年度：事業実施が困難となった老人デイサービス事業の廃止に伴い、組合規約の変更を行った。 ・ 平成29年度：養護老人ホーム坂田苑において、管理係及び支援係の2係とする分掌事務の見直しを行った。併せて、山武郡市広域行政組合の組織及び処務に関する規則の一部改正を行った。 ・ 課長（所長）専決処理の追加 令和元年度：1件（環境衛生課）、平成30年度：1件（環境衛生課） 平成29年度：なし、平成28年度：なし			
年度別 実施 内容	年度	計 画		
	3	適宜実施	随時組織全般にわたる見直しを行う。	
	4	適宜実施	随時組織全般にわたる見直しを行う。	
	5	適宜実施	随時組織全般にわたる見直しを行う。	
	6	適宜実施	随時組織全般にわたる見直しを行う。	
	7	適宜実施	随時組織全般にわたる見直しを行う。	

推進項目	1	事務事業の再編・整理、廃止・統合		
実施項目	2	基幹系住民情報システムの5市町共同化		
担当所属	電子計算課		第3次集中改革プランからの 新規・継続	新規
実施目的	東金市、山武市、大網白里市、九十九里町及び芝山町（以下「5市町」という。）の共同利用による経費削減及び市町の事務の軽減を図る。			
実施内容	現在、大網白里市、九十九里町及び芝山町の3市町で共同利用している基幹系住民情報システムについて、機器更改に当たり東金市及び山武市を加えた5市町による共同化を図る。			
成果目標	5市町の共同利用による経費削減及び市町の事務の軽減を図る。			
これまでの実績	平成29年度に5市町共同利用の協議を開始し、令和2年10月29日に開催した電子計算業務運営委員会において、最終的に意見調整した結果、5市町共同化の方向となった。その後、各市町長宛てに文書照会し、5市町共同利用として同意の回答を受理している。			
年度別実施内容	年度	計 画		
	3	決定・実施	基幹系住民情報自治体クラウド5市町共同利用の運用開始	
	4	実施	基幹系住民情報自治体クラウド5市町共同利用の運用	
	5	実施	基幹系住民情報自治体クラウド5市町共同利用の運用	
	6	実施	基幹系住民情報自治体クラウド5市町共同利用の運用	
	7	実施	基幹系住民情報自治体クラウド5市町共同利用の運用	

推進項目	1	事務事業の再編・整理、廃止・統合		
実施項目	3	浄化槽管理清掃事業の縮小及び廃止		
担当所属	環境衛生課		第3次集中改革プランからの 新規・継続	継続
実施目的	清掃係職員の退職に伴い、浄化槽管理清掃事業の継続が困難となることから、当組合が所管する物件も含めて当該事業を完全に廃止する時期を明確にする。			
実施内容	当該職員の退職時期を勘案し、契約物件数を段階的に減らすとともに、当該事業を廃止する時期を決定する。			
成果目標	当該事業を廃止する時期を決定する。			
これまでの実績	令和2年9月に構成市町の財政担当課長及び環境衛生担当課長を訪問し、当該事業に係る今後の事業方針(令和3年度以降、段階的に契約物件数を減らして、令和5年度末で当組合が所有する物件以外の契約を全て終了とする。)を説明して概ね了承を得た。また、各契約物件の担当課は令和2年10月に訪問し当該方針を説明した。			
年度別実施内容	年度	計 画		
	3	実施	令和2年度に構成市町に説明したスケジュールに基づき契約物件数を減らして当該業務を実施する。	
	4	実施	令和2年度に構成市町に説明したスケジュールに基づき契約物件数を減らして当該業務を実施する。	
	5	検討・決定	1 年度末をもって当組合が所有する物件以外の契約を全て終了する。 2 当該事業の廃止時期について、人員配置を勘案し当組合内部で協議して決定する。	
	6	実施	令和5年度の決定に基づき実施する。	
	7	実施	令和5年度の決定に基づき実施する。	

推進項目		1	事務事業の再編・整理、廃止・統合																				
実施項目		4	視聴覚教材・機材貸出し事業の今後の在り方																				
担当所属		教育支援課		第3次集中改革プランからの 新規・継続	新規																		
実施目的		教材・機材の貸出し及び整備事業について、事業内容を見直すとともに、センターの必要性、今後の在り方を検討する。																					
実施内容		視聴覚教材・機材の貸出し事業の今後の在り方を構成市町と協議する。																					
成果目標		視聴覚教材・機材の貸出し事業の今後の在り方を決定する。																					
これまでの実績		<table><thead><tr><th></th><th>教材貸出数（前年度比）</th><th>機材貸出数（前年度比）</th></tr></thead><tbody><tr><td>平成28年度</td><td>880本</td><td>491件</td></tr><tr><td>平成29年度</td><td>1,018本（15.7%）</td><td>466件（△5.1%）</td></tr><tr><td>平成30年度</td><td>1,226本（20.4%）</td><td>444件（△4.7%）</td></tr><tr><td>令和元年度</td><td>1,180本（△3.8%）</td><td>436件（△1.8%）</td></tr><tr><td>令和2年度</td><td>1,226本（3.9%）</td><td>279件（△36%）</td></tr></tbody></table>					教材貸出数（前年度比）	機材貸出数（前年度比）	平成28年度	880本	491件	平成29年度	1,018本（15.7%）	466件（△5.1%）	平成30年度	1,226本（20.4%）	444件（△4.7%）	令和元年度	1,180本（△3.8%）	436件（△1.8%）	令和2年度	1,226本（3.9%）	279件（△36%）
	教材貸出数（前年度比）	機材貸出数（前年度比）																					
平成28年度	880本	491件																					
平成29年度	1,018本（15.7%）	466件（△5.1%）																					
平成30年度	1,226本（20.4%）	444件（△4.7%）																					
令和元年度	1,180本（△3.8%）	436件（△1.8%）																					
令和2年度	1,226本（3.9%）	279件（△36%）																					
年度別 実施 内容	年度	計 画																					
	3	検討	1 視聴覚教材・機材の貸出実績に基づき、事業内容の見直しを行う。 2 構成市町と協議を行い、事業の今後の在り方を決定する。																				
	4	決定・ 実施	構成市町と協議を行い、事業の今後の在り方を検討・決定する。																				
	5	実施	令和4年度の決定に基づき実施する。																				
	6	実施	令和4年度の決定に基づき実施する。																				
	7	実施	令和4年度の決定に基づき実施する。																				

推進項目		2	経費削減等の財政効果	
実施項目		1	事務執行経費の削減	
担当所属		企画財政課		第3次集中改革プランからの 新規・継続
		継続		
実施目的		電気・ガス・水道について、使用量の節減に努める。		
実施内容		事務効率を考慮しつつ、電気・ガス・水道の使用量節減に取り組む。		
成果目標		電気・ガス・水道の使用量について節減を図る。		
これまでの実績		対平成27年度比（令和元年度） 電気使用量 7.6%減 ガス使用量 9.1%減 水道使用量 21.5%減		
年度別実施内容	年度	計 画		
	3	継続実施	各施設の電気・ガス・水道の使用量について節減を図る。	
	4	継続実施	各施設の電気・ガス・水道の使用量について節減を図る。	
	5	継続実施	各施設の電気・ガス・水道の使用量について節減を図る。	
	6	継続実施	各施設の電気・ガス・水道の使用量について節減を図る。	
	7	継続実施	各施設の電気・ガス・水道の使用量について節減を図る。	

推進項目		3	給与の適正化	
実施項目		1	給与の適正化	
担当所属		総務課 消防本部総務課		第3次集中改革プランからの 新規・継続
実施目的		継続		
実施目的		人事院、千葉県人事委員会の勧告等に準じた改正を行い、県や構成市町との均衡を図るとともに、人件費の適正化に努める。		
実施内容		人事院、千葉県人事委員会の勧告等に基づき、社会情勢に見合った給与（特殊勤務手当等を含む。）の適正化を図る。		
成果目標		人件費の適正化を図る。		
これまでの実績		平成28年度 給料表の改定（引上げ） 7, 5 5 4 千円 勤勉手当の改定（引上げ） 1 1, 4 5 2 千円 扶養手当の子に係る引上げ 1, 8 1 1 千円 平成29年度 給料表の改定（引上げ） 6, 0 7 6 千円 勤勉手当の改定（引上げ） 1 1, 5 6 2 千円 平成30年度 給料表の改定（引上げ） 5, 7 4 9 千円 勤勉手当の改定（引上げ） 6, 1 5 1 千円 令和元年度 給料表の改定（若年層引上げ） 4, 7 8 8 千円 勤勉手当の改定（引上げ） 6, 1 6 9 千円 令和2年度 期末手当の改定（引下げ） △6, 9 0 9 千円		
年度別実施内容	年度	計 画		
	3	適宜実施	人事院、千葉県人事委員会の勧告等に基づき給与改定を実施する。	
	4	適宜実施	人事院、千葉県人事委員会の勧告等に基づき給与改定を実施する。	
	5	適宜実施	人事院、千葉県人事委員会の勧告等に基づき給与改定を実施する。	
	6	適宜実施	人事院、千葉県人事委員会の勧告等に基づき給与改定を実施する。	
	7	適宜実施	人事院、千葉県人事委員会の勧告等に基づき給与改定を実施する。	

推進項目	4	定員管理の適正化		
実施項目	1	消防職員の適正な人員配置		
担当所属	消防本部総務課		第3次集中改革プランからの 新規・継続	新規
実施目的	消防の業務・責任を確実に遂行できるよう社会のニーズに対応した効率的な消防行政を行う。			
実施内容	適正な人員配置による業務効率化の検討及び消防体制の方針の決定			
成果目標	国が示す消防力の整備指針を基に、当消防本部に即した適正な人員配置を行うとともに業務の効率化を図り、住民の安心と安全をより確実なものとする。			
これまでの実績				
年度別実施内容	年度	計 画		
	3	検討	当消防本部の消防力について現状の分析を行い、業務の効率化を図れるよう適正な人員配置の検討を実施する。	
	4	検討	消防力の整備指針に基づく実態調査が実施される年度のため、前年度に分析した消防力と実態調査で算定された消防力を比較し、適正な人員配置の検討を実施する。	
	5	検討	前年度までに比較・検討してきた消防力を踏まえ、消防体制の方針をまとめる。	
	6	検討・決定	消防体制の方針と管轄する市町の消防需要等を踏まえた適正な人員配置について、構成市町と協議検討を重ね理解を得る。	
	7	検討・決定	令和5年度にまとめた消防体制の方針について、令和5年度以降に顕在化した諸問題を踏まえて再度精査・検討し、新しい方針をまとめる。	

推進項目		5	その他	
実施項目		1	I C T の利活用の検討	
担当所属		総務課		第3次集中改革プランからの 新規・継続
実施目的		I C T の活用やシステムのクラウド化により、業務の効率化及び円滑化を目指すとともに、防災及びセキュリティ対策への強化が図られ、組合情報資産の漏洩を防ぎ、安全な業務運用を行う。		
実施内容		防災対策やサイバーセキュリティにおける I C T の効果的な利活用の検討を行うとともに、組合情報系システムのクラウド化の導入やテレワークが可能な職場環境の整備に向け、必要な情報収集も併せて行う。		
成果目標		クラウド化が可能なシステムは、順次移行していく。		
これまでの実績				
年度別実施内容	年度	計 画		
	3	検討	随時、I C T の利活用に関することやシステムのクラウド化に必要な調査及び情報収集を行うとともに、クラウド化が可能なシステムの調査を行い、移行の検討及び推進を図る。	
	4	検討	随時、I C T の利活用に関することやシステムのクラウド化に必要な調査及び情報収集を行うとともに、クラウド化が可能なシステムの調査を行い、移行の検討及び推進を図る。	
	5	検討	随時、I C T の利活用に関することやシステムのクラウド化に必要な調査及び情報収集を行うとともに、クラウド化が可能なシステムの調査を行い、移行の検討及び推進を図る。	
	6	検討	随時、I C T の利活用に関することやシステムのクラウド化に必要な調査及び情報収集を行うとともに、クラウド化が可能なシステムの調査を行い、移行の検討及び推進を図る。	
	7			

推進項目		5	その他	
実施項目		2	し尿処理手数料及び浄化槽汚泥処理手数料の検討	
担当所属		環境衛生課		第3次集中改革プランからの 新規・継続
実施目的		清掃事業の継続に必要な自主財源（ここでは、し尿処理手数料及び浄化槽汚泥処理手数料のことをいう。）の確保を図る。		
実施内容		処理人口の減少等により歳入減が見込まれるし尿処理手数料及び浄化槽汚泥処理手数料について、毎年度コスト計算を行う。 また、清掃基金の取扱い及び各処理手数料の見直しについて検討する。		
成果目標		清掃基金及び市町負担金の扱いも含め、適正な歳入の確保を図る。		
これまでの実績		平成26年度から令和2年度までの毎年度、し尿処理手数料及び浄化槽汚泥処理手数料のコスト計算を行った。		
年度別実施内容	年度	計 画		
	3	継続実施	1 清掃基金の取扱いについて、当組合内部及び構成市町と協議し、見直しを行う。 2 し尿処理手数料及び浄化槽汚泥処理手数料のコスト計算を行う。 3 必要に応じて、し尿処理手数料及び浄化槽汚泥処理手数料の見直しについて検討する。	
	4	継続実施	1 し尿処理手数料及び浄化槽汚泥処理手数料のコスト計算を行う。 2 必要に応じて、し尿処理手数料及び浄化槽汚泥処理手数料の見直しについて検討する。	
	5	継続実施	1 し尿処理手数料及び浄化槽汚泥処理手数料のコスト計算を行う。 2 必要に応じて、し尿処理手数料及び浄化槽汚泥処理手数料の見直しについて検討する。	
	6	継続実施	1 し尿処理手数料及び浄化槽汚泥処理手数料のコスト計算を行う。 2 必要に応じて、し尿処理手数料及び浄化槽汚泥処理手数料の見直しについて検討する。	
	7	継続実施	1 し尿処理手数料及び浄化槽汚泥処理手数料のコスト計算を行う。 2 必要に応じて、し尿処理手数料及び浄化槽汚泥処理手数料の見直しについて検討する。	

推進項目		5	その他	
実施項目		3	山武郡市急病診療所に係る初期救急医療の手法見直し	
担当所属		保健福祉課		第3次集中改革プランからの 新規・継続
		新規		
実施目的		山武郡市急病診療所に係る初期救急医療の手法を見直すことにより、効率的な医療の提供を目指す。		
実施内容		山武郡市急病診療所に係る初期救急医療の手法について、組合内で協議を行い、山武郡市医師会の方針決定を経た上で見直しを行う。		
成果目標		状況に応じて事業内容の見直しを行う。		
これまでの実績		- 平成23年10月 千葉県地域医療医師確保支援事業に係る医師確保助成金を活用し千葉県こども病院から小児科医の招へいを開始した。 - 令和3年2月 当診療所の診療時間について、22時以降の受診者数が全体の10%程度であったことから、構成市町からの要望により、山武郡市医師会と協議し、診療時間を令和3年4月から1時間短縮し20時～22時にすることで決定した。		
年度別実施内容	年度	計 画		
	3	検討	状況により事業見直しが必要な場合は協議を行い、当該結果に応じて初期救急医療手法の見直しを行う。	
	4	検討	状況により事業見直しが必要な場合は協議を行い、当該結果に応じて初期救急医療手法の見直しを行う。	
	5	検討	状況により事業見直しが必要な場合は協議を行い、当該結果に応じて初期救急医療手法の見直しを行う。	
	6	検討	状況により事業見直しが必要な場合は協議を行い、当該結果に応じて初期救急医療手法の見直しを行う。	
	7	検討	状況により事業見直しが必要な場合は協議を行い、当該結果に応じて初期救急医療手法の見直しを行う。	

推進項目		5	その他	
実施項目		4	養護老人ホーム坂田苑の運営について	
担当所属		養護老人ホーム坂田苑	第3次集中改革プランからの 新規・継続	継続
実施目的		養護老人ホーム坂田苑の適正な施設運営を図る。		
実施内容		養護老人ホーム坂田苑において、入所者が年々減少していることから、適正な施設の使用手法、建物・設備の修繕計画、入所者の確保等について検討する。		
成果目標		施設運営の健全化を図る。		
これまでの実績		入所者への対応については、養護老人ホーム坂田苑入所に関する指針(平成30年11月)に基づき、措置機関と協議し、入所者の実情に即した対応を図っている。		
年度別実施内容	年度	計 画		
	3	検討	適正な施設の使用手法、建物・設備の修繕計画、入所者の確保等について検討する。	
	4	検討	適正な施設の使用手法、建物・設備の修繕計画、入所者の確保等について検討する。	
	5	検討	適正な施設の使用手法、建物・設備の修繕計画、入所者の確保等について検討する。	
	6	検討	適正な施設の使用手法、建物・設備の修繕計画、入所者の確保等について検討する。	
	7	検討	適正な施設の使用手法、建物・設備の修繕計画、入所者の確保等について検討する。	